

# 教育データの利活用に係る留意事項（仮称） 総論編

## ■構成案

### 0. 本留意事項で扱う用語などについて

- 1 用語
- 2 教育データを取り扱う際の国・地方公共団体・学校の役割分担

### I. 本留意事項の利用のしかたについて

### II. 教育データの利活用の目的 ←今回提示部分

### III. 【理論編】教育データの利活用に関連する法令・考え方

- 1 教育データを利活用する際に気をつけることの全体イメージ
- 2 個人情報保護
  - (1) 個人情報保護法とは
  - (2) 教育データの利活用と個人情報保護法
- 3 プライバシーの保護
  - (1) プライバシーとは
  - (2) 教育データの利活用とプライバシー
- 4 データガバナンス体制
- 5 その他の法令、ガイドラインなど

### IV. 【場面編】教育データを利活用する際に気をつけること

- 1 教育データを児童生徒から取得するときに気をつけること
  - (1) 利用目的を明示する
  - (2) 同意を取得する
  - (3) 事業者と契約する
- 2 児童生徒の教育データを管理するときに気をつけること
  - (1) 教育データの安全を管理する
  - (2) 教職員の研修をする
  - (3) 委託事業者を管理する
  - (4) 教育データを漏えいしたときに報告する
  - (5) 教育データを削除する
- 3 児童生徒の教育データを利用するときに気をつけること
- 4 児童生徒の教育データを学校外などに提供するときに気をつけること

## ■原稿例

## II. 教育データの利活用の目的

## ○教育データ利活用の目的（教育データの利活用はなぜ必要なのか）

「教育データの利活用」と聞くと、「今、なぜ教育データの利活用が必要なのか。」「教育データを利活用するとどのようないいことがあるのか。」等の疑問がわいてくる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

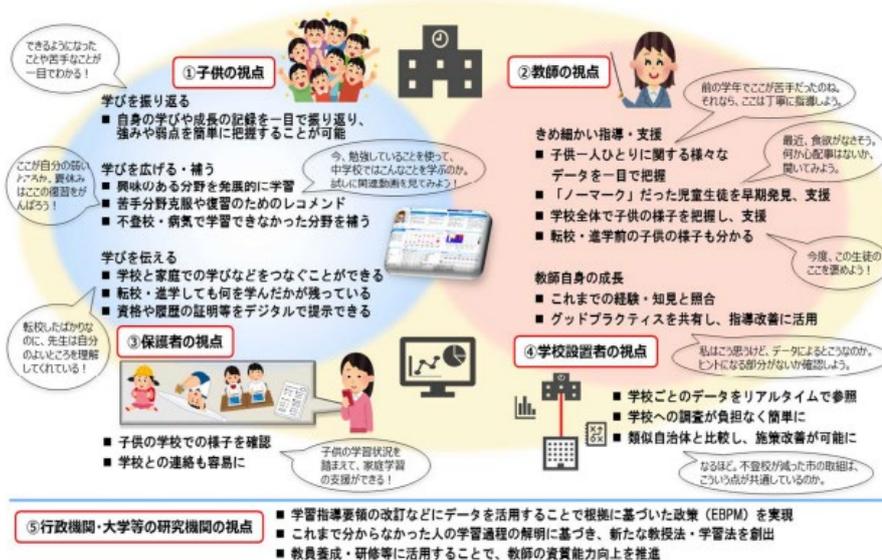
教育データを利活用する目的は、端的に言えば、全ての子供一人一人の力を最大限に引き出すためのきめ細かい支援を可能にすることです。この目的の達成に向けて、主体ごとにデータの利活用の具体的なイメージを挙げると以下の通りです。

- 児童生徒： これまでより自らの学びのふりかえりや、学びを広げたり、伝えたりすることが可能になります。
- 教師： よりきめ細かい指導や支援が可能となり、自身の経験や知見を照合することで教師自身の成長にもつながります。
- 学校設置者： 類似自治体との比較や施策の改善がより容易となります。
- 研究機関等： データを匿名化し、大学等の研究で利活用することで根拠に基づいた政策立案やより効果的な教授法・学習法の創出など、我が国全体の教育水準の向上につながることも期待されています。

このように、教育データをフルに活用することで、児童生徒、教師、学校設置者等の可能性を最大限に引き出すことが可能となります。

これまで学校ではアナログな形でデータの活用等は行われていました。一方、GIGA スクール構想の推進により児童生徒1人1台端末が整備され、学校における端末を使用した学習が急速に普及してきています。この端末を活用した学習によって、例えば端末の利用ログやデジタルドリルの回答時間など、紙を活用した学習では得られなかった児童生徒の学びに関するデジタルデータが活用できるようになっています。このため、今こそ、上記の目的を達成していくために教育データの活用が求められています。

## 【教育データの利活用の目的（将来像の具体的なイメージ）】



出典：教育データの利活用に関する有識者会議「教育データの利活用に係る論点整理（中間まとめ）」（2021年3月）

(参考：教育データの利活用に関する政府の方針)

教育データの利活用については、文部科学省が「[教育データの利活用に係る論点整理](#)」(令和3年3月)において教育データの定義、目的、原則や利活用イメージ等を示すとともに、デジタル庁・総務省・経済産業省・文部科学省が「[教育データ利活用ロードマップ](#)」(令和4年1月)において学校内外における教育データの利活用に向けた論点や方向性を公表するほか、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定)など、政府全体において進められています。

## ○本留意事項のねらい

教育データの利活用は、子供の資質・能力の育成等で大きな役割を果たすこととなります。一方、各地方公共団体において教育データの利活用が始まりつつある中で、デジタルデータは複製や移転等が容易であることもあり、個人情報やプライバシーの保護の観点からデータを利活用することへの心配の声があります。

この心配は、突き詰めると「データ利活用はどこまで何が許されているか分からない」という不安感に起因すると考えられます。このまま漠然と不安な状態だと、データの利活用を全く行わなかったり、データの利用を必要以上に制限したりするなど、データの利活用がしづらい状態になってしまい、せっかくの資産を活用することなく、可能なはずの支援もできない状況となってしまいます。

このため、今回、文部科学省において、教育データ利活用に当たって、各学校や教育委員会において教育データの利活用を進めていく際の参考として、安全・安心を確保する観点から留意すべきポイント等をまとめました。

具体的には、以下の内容のとおり2部構成となっています。

(第1部) 教育データ利活用に際して課題となるプライバシーや個人情報保護等について全体的に解説をしています。令和5年4月の改正個人情報保護法の地方自治体への施行を踏まえ、個人情報等の適正な取扱いや、プライバシーの保護等の教育データの取り扱いについてポイントを記載しています。

(第2部) 学校等で実際に課題になりそうな論点に関して、考え方や注意すべき点等をQ&A方式でまとめています。

作成に当たっては、以下の点に留意しています。

- ・ 個人情報保護制度等を知悉している学校関係者が少ないことから、できる限り学校関係者がイメージしやすい具体的な表現とするように留意しています。
- ・ 教育以外の分野で策定されているデータ利活用に関するガイドラインを踏まえつつ、教育分野で重視すべき観点等に留意しています。
- ・ 教育データ利活用が不安でしづらい状況にあることから、現場において活用の目安となるようにするため、可能な限り、①やっつけよいこと、②やっつけはいけないこと、③今後も議論が必要なものに整理しています。

なお、今後データの利活用が進むにつれて新たな課題や、論点の深堀がされていくことが想定されているため、本留意事項も今後改訂を行う予定です。

学校・自治体等において、教育の質の向上のために教育データを利活用していく過程で、必要な場面に応じて、本留意事項を活用し、安心・安全に教育データを利活用いただきたいと思います。

## 教育データの利活用に係る留意事項（仮称） Q & A編

### ■構成案

#### パート1(総論関係)

##### 1-1 はじめに

- (1) 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。
- (2) 教育データの利活用を行うと、どのようなメリットや課題があるのでしょうか。

#### パート2(事例関係)

##### 2-1 主に入学時・年度初め

- (3) 教育データを取得するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (4) 新たな学習ソフトウェアを導入するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。

##### 2-2 在学中

###### 2-2-1 データ利活用

- (5) 教育データを利活用するときには、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (6) 教育データについて、異なる種類のデータ（校務系データと学習系データなど）同士を統合したり、分析したりすることは問題ないのでしょうか。

###### 2-2-2 データ管理

- (7) 教育データを安全に管理する上で、どのようなことに気を付ければよいですか。
- (8) 教育データを取り扱う際に、インターネットにつながるシステムを利用する場合とそうでない場合で、気を付けるべきことに違いはありますか。
- (9) 児童生徒の成績、健康診断の情報、いじめや心の相談の情報などの教育データをクラウドに保存してよいですか。
- (10) 教育データは、誰が閲覧してよいですか。
- (11) 万が一教育データが流出してしまった場合や誤って削除されてしまった場合に、どのような対応が求められますか。

##### 2-3 卒業・進学・進級時

###### 2-3-1 データの保存、削除

- (12) 教育データはいつまで保存すればよいですか。教育データの種類によっ

て違いますか。

(13) 保存期間の過ぎた教育データはどうすればよいですか。

#### 2-3-2 生徒・保護者へのデータ提供

(14) 児童生徒の卒業後など、児童生徒の要望がある場合、児童生徒本人や保護者に教育データを提供しなければなりませんか。

#### 2-3-3 進学先へのデータ提供

(15) 進学先の学校に教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

### パート3(個人情報保護法関係)

#### 3-1 個人情報の定義

(16) 個人情報とは、どのようなものですか。

(17) 名前は表示せず、クラス・出席番号のみを表示したデータは、個人情報にあたりますか。

#### 3-2 利用目的の明示

(18) 利用目的の明示を行うにあたり、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。

(19) 教育データの利用目的を明示するときは、①「誰が」②「誰に対して」行えばよいでしょうか。

(20) 教育データを取得する場合に、利用目的はいつ明示する必要がありますか。

(21) 教育データの利用目的の明示は、どのような方法で行えばよいですか。

(22) 利用目的の明示にあたってはどの程度利用目的を具体的に示す必要がありますか。

#### 3-3 同意の取得

(23) 教育データを取得・利用するにあたって、同意が必要となるのはどのような場合ですか。

(24) 同意が必要な場合、①「誰が」②「誰から」同意を取得すればよいでしょうか。

(25) 同意の取得は、どのような方法で行えばよいですか。

#### 3-4 第三者への提供

(26) 第三者に対して教育データを提供する際は、どのようなことに気を付ければよいですか。

## 1-1. はじめに

(1) 教育データとは、具体的にどのようなものを指しますか。

### 【回答】

教育データとは、初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータ<sup>1</sup>全般のことを指します。教育データは、その内容によって、大きく分けて①行政系データ、②校務系データ、③学習系データと整理することができます。

### 【解説】

#### 1. 教育データとは？

「教育データ」という用語は多義的ですが、本 Q&A においては、「教育データ」を  
(1) 対象 (2) 内容という観点から、以下のように整理します。

##### (1) 対象

初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータを対象とします。なお、個々の子供の学びによる変容を記録し、活用していく観点から、定量的データ（テストの点数等）だけではなく、定性的データ（成果物、主体的に学習に取り組む態度、教師の見取り等）も対象とします。

##### (2) 内容

教育データは内容ごとに、概ね、以下のように区分できます。

#### ① 行政系データ

国や自治体が統計・調査などにより収集・蓄積しているデータで、行政職員や教職員が取り扱う情報です。

(例)

- ・ 児童生徒数・教員数等の基礎情報
- ・ 端末整備の状況
- ・ 学力・学習状況調査や体力調査の結果等

---

<sup>1</sup> 学校教育として活用されるデータ全般を指しており、学校教育として行われているものは家庭等の学校の外で行われているもの（例：宿題や家庭学習など）を含みます。

## ② 校務系データ

学校運営に必要な児童生徒の学籍情報等のデータであり、教職員が学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導などに活用する情報です。

(例)

- ・ 学籍情報（学年・組・番号等）
- ・ 出席簿
- ・ 指導要録に記載のある成績情報
- ・ 進路指導情報（進学先等）

## ③ 学習系データ

ワークシートや学習ドリル、アンケートなどの学習に関するデータであり、教職員や児童生徒自身が日々の学校における教育活動において活用する情報です。

(例)

- ・ 端末の利用ログ
- ・ 学習の記録（確認テスト結果等）
- ・ アンケートの回答結果
- ・ 活動の記録（動画・写真等）

## 2. 教育データと個人情報の関係性

次に、教育データと個人情報の関係性について解説します。

個人情報保護法における「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」または個人識別符号を含む情報のことをいいます。

上述のように、教育データは多種多様であるため、一概に整理することは困難ですが、上記（2）の校務系データ（例：学籍情報（学年・組・番号等）など）や、（3）の学習系データ（例：学習の記録など）は、個人情報に該当する場合があります。

一方で、（1）の行政系データは、統計情報など特定の個人を識別できない情報が多く含まれています。

いずれにしても、取り扱う教育データの内容に照らして、個別に判断する必要があります。

また、端末や学習ソフトウェアの利用ログや学籍番号など、その情報のみでは特定の児童生徒を識別できないような情報<sup>2</sup>についても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、その情報とあわせて、全体として「個人情報」に当てはまる場合がありますので注意が必要です。具体的にはQ(16)で解説していますので、参照してください。

### 3. 「個人情報」はどのように取り扱わなければならないか？

取り扱う教育データが「個人情報」に該当する場合は、その教育データの利用目的をはっきりと児童生徒や保護者に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護法施行法に関する条例等に基づいた適切な取扱いが求められることとなります。具体的にどういったことが必要になるかは、本留意事項において解説しています。

---

<sup>2</sup> なお、端末情報等が「個人情報」に当たらない場合であっても、「個人関連情報」（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しない情報をいいます。）に当たる場合には、これを第三者に提供するにあたり、法第72条の規定に従い提供先に対して取り扱い等に係る措置要求の検討が必要な場合があります。

(16) 個人情報とは、どのようなものが当てはまりますか。

【回答】

学校・教育委員会においては、例えば児童生徒の氏名や生年月日、出欠席情報、テストの評点や学習アプリの回答履歴などが個人情報に当たると考えられます。

(※あくまで一例であり、個人情報に当たるかどうかは個別具体的に判断する必要があるため、詳細は解説をご参照ください。)

取り扱う教育データが個人情報に当たる場合は、その教育データの利用目的をはっきりと児童生徒や保護者に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護法に関する条例等に基づいた適切な取扱いが必要になります。

【解説】

1. 学校・教育委員会における個人情報

学校・教育委員会において、個人情報とは、例えばどのようなものが当てはまるでしょうか。

「教育データ」という用語は多くの意味を持っていますが、本留意事項においては、「初等中等教育段階の学校教育における児童生徒の教育・学習に関するデータ」と整理しています。なお、詳細はQ(1)もご参照ください。

「教育データ」のうち、例えば以下のようなデータは、基本的に個人情報に当たると考えられます。

児童生徒の

- 氏名、年組、学籍番号
- 住所、生年月日、身長、体重
- 出欠席情報
- 1人1台端末の操作履歴
- テストの評点
- 学習アプリの回答結果、回答時間

※あくまで一例

なお、上で挙げたものは、あくまで一例であり、取り扱う教育データの内容や状況に照らして、個別具体的に判断する必要があります。詳細は3. をご参照ください。

## 2. 「個人情報」はどのように取り扱わなければならないか？

取り扱う教育データが「個人情報」<sup>3</sup>に該当する場合は、その教育データの利用目的をはっきりと児童生徒や保護者に伝えたり、しっかりとした管理体制を整備したりするなど、個人情報保護法や各自治体の個人情報保護法に関する条例等に基づいた適正な取扱いが求められることとなります。具体的にどういったことが必要になるかは、本留意事項において解説しています。

## 3. 「個人情報」とは？

個人情報保護法における「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、以下の①または②に当てはまるものをいいます。

- ①氏名などその情報のみにより、特定の個人を識別することができるような情報。(ア) または、生年月日などその情報のみでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それによって特定の個人を識別できる情報。(イ)
- ②個人識別符号を含む情報。

(1) 個人情報には、そのみで特定の個人を識別できる氏名などの情報(ア)のみならず、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別できる生年月日などの情報(イ)も含まれます。

少し分かりづらいので、1. で挙げた例に立ち返ってみましょう。例えば、「児童生徒の氏名」は、氏名から特定の児童生徒を識別することができるため、「個人情報」と言えます(ア)。しかしながら、例えば「生年月日」や「学籍番号」は、あくまで数字や番号であり、それ自体に児童生徒の氏名など個人が特定できるような情報が含まれているわけではありません。では一体なぜ、このような情報も「個人情報」にあたる場合があるのでしょうか。

(2) その情報のみでは特定の児童生徒を識別できないような情報についても、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、その情報とあわせて、個人情報に当てはまることがあります。(イ)

---

<sup>3</sup> 行政機関等においては、安全管理措置(法第66条第1項)、漏えい等の報告等(法第68条)、利用及び提供の制限(法第69条)など、法第5章の主な規律の対象となるのは「保有個人情報」(行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書等に記録されているもの。法第60条第1項)とされています。

(3) 先ほどの「学籍番号」(氏名など、そのみで特定の個人を識別できる情報は含まない)を一例に考えてみましょう。

学籍番号そのみでは、それが誰の学籍番号なのかは分かりません。

しかし、(2)にも記載したとおり、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それによって特定の個人を識別できる場合は、その情報も個人情報に当てはまります。

もう少し具体的に解説すると、例えば、学校においては通常、学籍番号と特定の児童生徒の氏名の対応関係を把握しているため、それらを容易に紐付け、学籍番号から特定の児童生徒を識別することが可能です。こういった場合は、その学校においては、その学籍番号も「個人情報」に当たることとなります。(イ)「個人情報」に当たる場合は、個人情報の適正な取扱いに関する個人情報保護法のルールに則った取扱いをする必要があります。

このように、その情報のみでは特定の個人を識別することができない場合でも、他の情報と容易に照らし合わせることができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、その情報は「個人情報」として扱うことが求められるため、注意が必要です。

(4) ここでいう「他の情報と容易に照らし合わせることができる」とは、例えば、各学校<sup>4</sup>において通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照らし合わせることができる状態をいいます。例えば、児童生徒の氏名を匿名化し、学籍番号などの番号や符号で管理したとしても、それだけでその学籍番号などが個人情報に当たらなくなるわけではありません。例えば、学校においては、通常、名簿などを使って氏名などの情報と照らし合わせることで、学籍番号などの番号や符号から、特定の児童生徒などを特定することができるため、この場合は、その番号や符号についても、個人情報に当たります。

また、個人情報に当たるかどうかを判断する際、その情報が公開されているかどうかは関係しません。したがって、ある個人が自らインターネットやSNSに公開している情報であっても、それが特定の個人を識別できるような情報であれば、個人情報に当たります。

---

<sup>4</sup> 教育委員会が所管する公立学校については、個々の学校自体が法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当するものではなく、当該学校を所管する教育委員会が、法第2条第11項第2号の「地方公共団体の機関」に該当します。

(5) なお、「個人識別符号」については、学校・教育委員会で取り扱うと考えられるものは少ないですが、代表的なものとしては個人番号（マイナンバー）や健康保険証の記号・番号が②「個人識別符号」に当たります<sup>5</sup>。その他にどのような情報が②「個人識別符号」に該当するかは、脚注をご参照ください。

---

<sup>5</sup> 個人識別符号とは、単体で特定の個人を識別することができるものとして政令（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号））で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます（法第2条第2項）。マイナンバーの他にはパスポート番号や健康保険証の記号・番号、一定の要件を満たす生体認証情報などがこれに該当しますが、いずれも学校・教育現場で取り扱うことは稀であると考えられます。